平成２９年（フ）第７６０号
宮城県岩沼市桑原４丁目７番27－Ｃ301号
債務者　工藤　　学
1　決定年月日時　平成29年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第９０７号
仙台市太白区大塚町１番20号　サンシャイン18Ａ－106
債務者　小室　　忠
1　決定年月日時　平成29年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第３４５号
茨城県常陸太田市中野町997番地の４
債務者　薄井　武男
1　決定年月日時　平成29年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第３６２号
茨城県水戸市堀町2200番地の７　川崎第２ハイツ210号、前住所茨城県水戸市田谷町109番地
債務者　小田倉正道
1　決定年月日時　平成29年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第３６５号
茨城県鉾田市台濁沢1090番地５
債務者　石﨑　祐史
1　決定年月日時　平成29年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第３８２号
茨城県東茨城郡茨城町大字前田106番地１　土田アパート105
債務者　米川　正夫
1　決定年月日時　平成29年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第２１９号
茨城県土浦市中村南３丁目12番２号　メゾンつくば201
債務者　羽田　義仁
1　決定年月日時　平成29年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第２３０号
茨城県かすみがうら市稲吉南２丁目９番15号　グランドアーサーＢ－102
債務者　杉本久美子（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成29年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第２３０号
茨城県下妻市若柳丙311番地２、前住所東京都杉並区和泉２丁目46番22号　泉ハウス103
債務者　岩岡　昌夫
1　決定年月日時　平成29年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第１１１号
千葉県木更津市中央３丁目３番５号
債務者　金子　一郎
1　決定年月日時　平成29年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２９年（フ）第１９号
富山県黒部市荻生7713番地18　ハーモニー西小路205号、前住所富山県黒部市三日市3106番地４
債務者　八木　大介
1　決定年月日時　平成29年12月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成２９年（フ）第８１号
長野県北佐久郡御代田町大字馬瀬口1690番地２　バリュージュミツヤＡ201、住民票上の住所長野県北佐久郡御代田町大字馬瀬口1690番地２　バリュージュミツヤ201
債務者　福田　京子
1　決定年月日時　平成29年12月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成２９年（フ）第６３号
長野県飯田市鼎一色95番地５
債務者　宮毛　秀明
1　決定年月日時　平成29年12月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２９年（フ）第７７号
長野県飯田市馬場町３丁目552番地１　（スカイハイツ202号）
債務者　田中　吉隆
1　決定年月日時　平成29年12月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２９年（フ）第１６３７号
名古屋市千種区若水３丁目19番２号　サンピア若水307
債務者　山田　真代
1　決定年月日時　平成29年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１７３５号
名古屋市千種区清明山１丁目６番35号　県営清明山住宅３棟310号
債務者　高橋福美こと　鄭　　福順
1　決定年月日時　平成29年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部